

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年11月14日

【四半期会計期間】 第15期第2四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)

【会社名】 あんしん保証株式会社

【英訳名】 Anshin Guarantor Service Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 雨坂 甲

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋一丁目11番8号

【電話番号】 03-3566-0440(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部担当 中西 光明

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目11番8号

【電話番号】 03-3566-0440(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部担当 中西 光明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 第2四半期 累計期間	第15期 第2四半期 累計期間	第14期
会計期間	自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日	自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
営業収益 (千円)	1,015,546	1,101,186	2,174,182
経常利益 (千円)	80,127	135,114	321,872
四半期(当期)純利益 (千円)	52,395	84,707	224,122
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	562,000	674,920	664,374
発行済株式総数 (株)	1,758,000	5,920,500	1,931,400
純資産額 (千円)	1,334,339	1,818,060	1,710,815
総資産額 (千円)	1,696,327	2,218,229	2,217,447
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	9.94	14.53	41.15
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)		14.20	39.53
1株当たり配当額 (円)			
自己資本比率 (%)	78.7	81.9	77.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	104,020	43,157	78,414
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	4,649	34,878	10,271
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,320	20,742	188,319
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	980,755	1,082,872	1,140,166

回次	第14期 第2四半期 会計期間	第15期 第2四半期 会計期間
会計期間	自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日	自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	2.36	4.04

- (注) 1. 営業収益は、非課税につき消費税等は含まれておりません。
2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等については記載しておりません。
3. 第14期第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、新株予約権の残高がありますが、当該期間においては当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないことにより記載しておりません。
4. 当社は、平成27年11月19日に株式会社東京証券取引所マザーズに上場したため、第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から第14期事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
5. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

6. 当社は、平成27年6月19日付で普通株式1株につき普通株式100株の株式分割を行い、平成28年4月1日付で普通株式1株につき普通株式3株の株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。
7. 1株当たり配当額は、配当を行っていないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

(1) 当社と特定の取引先について

当第2四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」(14)からの重要な変更があった事項は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

当社取引先であるアパマンショップグループ(株式会社アパマンショップホールディングスを持株会社とする株式会社アパマンショップリーシング及び株式会社アパマンショップサブリース等の企業集団、以下同グループと省略)を介して得られる初回保証料が減少しており、同グループを介して得られる保証料の営業収益に占める割合は前事業年度(平成28年3月期)の約16%から約8%(平成29年3月期第2四半期)に減少しております。そのため、当社に対する同グループの影響は低くなっております。

今後も同グループを介して得られる初回保証料の減少が継続すれば、平成29年3月期第2四半期末日以降当社の営業収益に影響を与える可能性があります。

一方、同グループによる営業収益の影響があっても、当社は新商品の販売や加盟店開拓を進めており、当第2四半期累計期間において営業収益は前年同期比8%増となり、平成29年3月期において当社の営業収益全体に及ぼす影響は小さいと判断しております。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第2四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善が続き、景気は穏やかな回復基調で推移しているものの、英国のEU離脱問題に起因する世界経済並びに日本経済に与える影響が懸念されるなど、景気の先行きは依然として不透明感が残る状況にあります。

賃貸住宅市場におきましては、平成28年9月の時点で新設住宅着工戸数が前年同月比で3ヶ月連続の増加となる中、貸家着工件数は前年同月比で11ヶ月連続の増加となりました(国土交通省総合政策局建設経済統計調査室発表:「建築着工統計調査報告 平成28年9月分」)。

このような事業環境のもと、当社は7月に戦略的に重要拠点である沖縄に営業所を設置するとともに、既存加盟店との取引拡大、新規加盟店の開拓、イオンカードの家賃決済と当社の家賃保証を組み合わせたサービスの提供に対する取り組み等商品の多様化による販売チャネルの拡大に積極的に取り組んでまいりました。

以上の結果、当第2四半期累計期間の業績は、営業収益1,101,186千円(前年同期比8.4%増)、営業利益106,999千円(前年同期比191.1%増)、経常利益135,114千円(前年同期比68.6%増)、四半期純利益84,707千円(前年同期比61.7%増)となりました。

当社の事業セグメントは、家賃債務の保証事業の単一セグメントでありますので、セグメント別の記載を省略しております。

(2)財政状態の分析

(資産)

当第2四半期会計期間末における資産につきましては、前事業年度末に比べ781千円増加の2,218,229千円（前事業年度末比0.0%増）となりました。増加の主な要因は、求償債権が108,085千円増加したこと及び営業未収入金が184,270千円減少したこと及び無形固定資産が44,023千円増加したこと等によるものであります。

(負債)

負債につきましては、前事業年度末に比べ106,463千円減少の400,168千円（前事業年度末比21.0%減）となりました。減少の主な要因は、営業未払金が73,899千円減少したこと、未払法人税等が42,772千円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

純資産につきましては、前事業年度末に比べ107,245千円増加の1,818,060千円（前事業年度末比6.3%増）となりました。増加の主な要因は、四半期純利益84,707千円を計上したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、1,082,872千円と前年同期と比べ102,117千円(10.4%)の増加となりました。当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における営業活動による資金の減少は、43,157千円(前事業年度は104,020千円の収入)であります。この主な要因は税引前四半期純利益135,114千円、営業未収入金の減少184,270千円、求償債権の増加108,085千円、営業未払金の減少73,899千円及び法人税等の支払額84,931千円等であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における投資活動による資金の減少は、34,878千円（前事業年度は4,649千円の支出）となりました。主な減少要因は、有形固定資産の取得による支出10,125千円、無形固定資産の取得による支出23,899千円等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における財務活動による資金の増加は、20,742千円（前事業年度は2,320千円の支出）となりました。主な増加要因は、ストックオプションの行使による収入21,092千円等であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	21,096,000
計	21,096,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成28年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,920,500	5,920,500	東京証券取引所 (マザーズ市場)	単元株式数は100株であります。
計	5,920,500	5,920,500		

注) 提出日現在発行数には、平成28年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第5回新株予約権(有償ストック・オプション)

決議年月日	平成28年8月9日
新株予約権の数(個)	263(注)1.2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	26,300(注)1.2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,396(注)2.3
新株予約権の行使期間	平成29年7月1日～平成33年8月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,396 資本組入額 698
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額は、1,396円とする。新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、各本新株予約権1個当たりの目的となる株式数にその時点における行使価額を乗じた額とする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、平成29年3月期から平成31年3月期の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における経常利益が下記（a）乃至（c）に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
 - (a) 平成29年3月期における経常利益が400百万円を超過した場合
行使可能割合:10%
 - (b) 平成30年3月期における経常利益が500百万円を超過した場合
行使可能割合:40%
 - (c) 平成31年3月期における経常利益が600百万円を超過した場合
行使可能割合:50%
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
 残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
 組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
 表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する

第6回新株予約権

決議年月日	平成28年8月9日
新株予約権の数(個)	188(注)1.2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,800(注)1.2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,396(注)2.3
新株予約権の行使期間	平成30年8月10日～平成38年8月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,396 資本組入額 698
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。 (2) 新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 (3) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。 (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。 (5) その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額は、1,396円とする。新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、各本新株予約権1個当たりの目的となる株式数にその時点における行使価額を乗じた額とする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成28年7月1日～ 平成28年9月30日 (注)	126,300	5,920,500	10,546	674,920	10,546	429,920

(注)新株予約権(ストック・オプション)の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

平成28年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
アイフル株式会社	京都府京都市下京区烏丸通り五条上る高砂町 381-1	2,136,000	36.08
雨坂 甲	大阪府大阪市中央区	663,400	11.21
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	269,000	4.54
小川 秀男	東京都町田市	184,500	3.12
高橋 誠一	埼玉県さいたま市大宮区	154,500	2.61
渡邊 定雄	東京都板橋区	153,400	2.59
石井 恒男	東京都大田区	146,000	2.47
AGキャピタル株式会社	東京都港区芝2丁目31番19号	126,000	2.13
BBH FOR GRANDEUR PEAK IN TERNATIONAL OPPORTUNITIES FUND (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1290 BROADWAY STE 1100 DENVER COLORADO 80203560375	125,000	2.11
政岡土地株式会社	大阪府大阪市此花区梅香3丁目27-11	102,900	1.74
計		4,060,700	68.59

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,919,600	59,196	
単元未満株式	普通株式 900		
発行済株式総数	5,920,500		
総株主の議決権		59,196	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

- (1) 新任役員
該当事項はありません。
- (2) 退任役員
該当事項はありません。
- (3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役社長 (コンプライアンス部担当)	代表取締役社長	雨坂 甲	平成28年7月1日
専務取締役 (営業部担当)	専務取締役 (営業本部長)	森脇 敏和	平成28年7月1日
取締役 (管理部担当)	取締役 (管理本部長)	中西 光明	平成28年7月1日

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(平成28年7月1日から平成28年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、優成監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期会計期間 (平成28年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,140,166	1,082,872
営業未収入金	364,708	180,437
求償債権	718,421	826,506
前払費用	18,605	18,432
その他	138,206	242,334
貸倒引当金	248,271	268,255
流動資産合計	2,131,836	2,082,327
固定資産		
有形固定資産	15,730	22,783
無形固定資産	25,757	69,781
投資その他の資産	44,123	43,336
固定資産合計	85,610	135,901
資産合計	2,217,447	2,218,229
負債の部		
流動負債		
営業未払金	140,689	66,789
未払金	41,791	50,483
未払費用	22,168	19,911
未払法人税等	88,877	46,105
預り金	3,776	5,396
前受収益	110,751	101,823
賞与引当金	42,837	48,776
保証履行引当金	1 38,570	1 40,021
その他	3,492	8,492
流動負債合計	492,955	387,799
固定負債		
その他	13,676	12,369
固定負債合計	13,676	12,369
負債合計	506,632	400,168
純資産の部		
株主資本		
資本金	664,374	674,920
資本剰余金	419,374	429,920
利益剰余金	627,067	711,774
株主資本合計	1,710,815	1,816,614
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		6
評価・換算差額等合計		6
新株予約権		1,439
純資産合計	1,710,815	1,818,060
負債純資産合計	2,217,447	2,218,229

(2) 【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
営業収益	1,015,546	1,101,186
営業費用	1,978,783	1,994,186
営業利益	36,762	106,999
営業外収益		
受取利息	344	157
債権譲渡益	25,000	
受取遅延損害金	18,417	25,176
償却債権取立益	1,920	5,067
その他	3	118
営業外収益合計	45,686	30,519
営業外費用		
上場関連費用	2,320	
株式交付費		2,405
営業外費用合計	2,320	2,405
経常利益	80,127	135,114
税引前四半期純利益	80,127	135,114
法人税、住民税及び事業税	42,550	39,969
法人税等調整額	14,817	10,437
法人税等合計	27,732	50,406
四半期純利益	52,395	84,707

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

	(単位：千円)	
	前第2四半期累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	80,127	135,114
減価償却費	10,331	10,869
株式報酬費用	-	781
貸倒引当金の増減額（は減少）	40,935	19,984
保証履行引当金の増減額（は減少）	3,945	1,451
賞与引当金の増減額（は減少）	23,183	5,939
受取利息	344	157
上場関連費用	2,320	-
株式交付費	-	2,405
営業未収入金の増減額（は増加）	122,897	184,270
求償債権の増減額（は増加）	78,122	108,085
前払費用の増減額（は増加）	2,743	173
長期前払費用の増減額（は増加）	488	706
営業未払金の増減額（は減少）	50,428	73,899
未払金の増減額（は減少）	17,873	19,697
前受収益の増減額（は減少）	20,861	8,928
その他の資産の増減額（は増加）	10,643	114,598
その他の負債の増減額（は減少）	1,040	5,239
小計	145,976	41,569
利息の受取額	345	203
法人税等の支払額	42,300	84,931
営業活動によるキャッシュ・フロー	104,020	43,157
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	-	10,125
無形固定資産の取得による支出	3,483	23,899
投資有価証券の取得による支出	-	330
その他	1,166	522
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,649	34,878
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の発行による収入	-	657
ストックオプションの行使による収入	-	21,092
上場関連費用の支出	2,320	-
その他	-	1,006
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,320	20,742
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	97,051	57,293
現金及び現金同等物の期首残高	883,704	1,140,166
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 980,755	1 1,082,872

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第2四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
(会計方針の変更)	法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を第1四半期会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。 なお、当第2四半期累計期間において、四半期財務諸表への影響額はありません。

(追加情報)

当第2四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
	「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期会計期間から適用しております。

(四半期貸借対照表関係)

偶発債務

- 1 保証債務残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期会計期間 (平成28年9月30日)
債務保証額(月額) (注)1	9,159,676千円	9,696,161千円
再保証額 (注)2	680,408千円	686,874千円
保証履行引当金	38,570千円	40,021千円
差引額	9,801,515千円	10,343,015千円

- (注)1 賃借人の支払家賃等に対し債務保証を行っております。
 2 賃借人の一定期間の未収入期間の家賃等に対して、ライフカード株式会社に再保証を行っております。

(四半期損益計算書関係)

- 1 営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
支払手数料	292,767千円	301,073千円
貸倒引当金繰入	210,712千円	172,355千円
保証履行引当金繰入	3,945千円	1,451千円
給与手当	146,727千円	150,612千円
出向負担金	25,773千円	2,427千円
賞与引当金繰入	39,297千円	48,743千円
退職給付費用	2,718千円	2,544千円
減価償却費	10,331千円	10,869千円

営業収益の季節的変動

当第2四半期累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

当社では、入居者(賃借人)に対する家賃債務の保証による初回保証料及び更新保証料が第4四半期会計期間に集中するため、第4四半期会計期間の営業収益が他の四半期会計期間の営業収益と比較して多くなる傾向があります。このため、事業年度の営業収益に占める第2四半期累計期間の営業収益は相対的に少なくなっております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
現金及び預金	980,755千円	1,082,872千円
現金及び現金同等物	980,755千円	1,082,872千円

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第2四半期累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年11月11日 取締役会	普通株式	29,602	5	平成28年9月30日	平成28年12月1日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期累計期間(自平成27年4月1日至平成27年9月30日)

当社は、家賃債務の保証事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第2四半期累計期間(自平成28年4月1日至平成28年9月30日)

当社は、家賃債務の保証事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	9円94銭	14円53銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	52,395	84,707
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	52,395	84,707
普通株式の期中平均株式数(株)	5,274,000	5,831,303
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		14円20銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)		136,076
(うち新株予約権)(株)		(136,076)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		第5回新株予約権 新株予約権の数 263個 第6回新株予約権 新株予約権の数 188個

(注)1. 前第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 当社は、平成27年6月19日付で普通株式1株につき普通株式100株の株式分割を行い、平成28年4月1日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

当社は、平成28年11月8日開催の取締役会において株式分割を行う旨の決議をしております。当該株式分割の内容は、次のとおりであります。

1. 目的

当社株式の流動性向上と投資家層拡大を図るためであります。

2. 株式分割の割合及び時期：平成28年12月1日(木曜日)付をもって平成28年11月30日(水曜日)の株主名簿に記録された株主の所有株式数を1株につき3株の割合をもって分割する。

3. 分割により増加する株式数

株式の分割前の発行済株式総数	普通株式	5,920,500株
今回の株式分割により増加する株式総数	普通株式	11,841,000株
株式分割後の発行済株式総数	普通株式	17,761,500株
株式分割後の発行済可能株式総数	普通株式	63,288,000株

4. 分割の日程

基準日公告日	平成28年11月15日（火曜日）
基準日	平成28年11月30日（水曜日）
効力発生日	平成28年12月1日（木曜日）

5. 前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における（1株当たり情報）の各数値はそれぞれ次のとおりであります。

項目	前第2四半期累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	3円31銭	4円84銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		4円73銭

6. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 株式分割に伴う定款の一部変更

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成28年12月1日（木曜日）をもって当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>21,096,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>63,288,000株</u> とする。
新設	附則 第6条の変更の効力発生日は、平成28年12月1日とする。なお、本附則は効力発生日をもって削除する。

(3) 定款変更の日程

定款変更取締役会決議日	平成28年11月8日（火曜日）
定款変更の効力発生日	平成28年12月1日（木曜日）

7. 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社新株予約権の1株当たりの行使価額を、平成28年12月1日の効力発生と同時に、次のとおり調整いたします。

項目	調整前行使価額	調整後行使価額
第3回新株予約権	167円	56円
第5回新株予約権	1,396円	466円
第6回新株予約権	1,396円	466円

8. その他

- (1) 今回の株式分割に際しましては、資本金の増減はありません。
- (2) 平成29年3月期の中間配当金につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

2 【その他】

第15期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）中間配当について、平成28年11月11日開催の取締役会において、平成28年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	29,602千円
1株当たりの金額	5円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成28年12月1日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年11月11日

あんしん保証株式会社
取締役会御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 本間 洋一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮崎 哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているあんしん保証株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第15期事業年度の第2四半期会計期間(平成28年7月1日から平成28年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、あんしん保証株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。